

ほほえみ

母子福祉部会副部長 渋谷 行成

東京都社会福祉協議会母子福祉部会では、「施設機能を強化し、母子生活支援施設としての社会的養護をめざす」というテーマを掲げて活動してきました。2014年8月には、墨田区で「母子生活支援紹介展示会」を開催し、多くの方々に、お母さんと子どもの生活を支える母子生活支援施設の機能と役割を紹介する機会を得ることができました。

子どもの貧困率は16.3%（2012年厚生労働省）、ひとり親世帯の貧困率は54.6%となっており、ひとり親世帯の厳しい生活状況が報告されています。また、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は73,765件、配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等は99,961件となっており、虐待や配偶者からの暴力による悲惨な事件報道も途絶えることがありません。東京の母子生活支援施設では、利用世帯の37.8%がDV被害世帯であり、DVを目撃した子どもたちへの自己肯定感回復への支援を含め、さまざまなDV被害世帯への支援を実施してきました。

貧困、社会的孤立、配偶者からの暴力被害、こうしたひとり親世帯が直面している課題に対して、広域利用の確保、支援の充実等、そのニーズに丁寧に対応していくことが今後さらに母子生活支援施設には求められています。

ひとり親世帯を取り巻く環境が厳しさを増す中、母子家庭ならびに母子生活支援施設に対するご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

目次

- 2ページ 「社会的養護の新たな展開に向けて～家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援～」
- 3-8ページ ほほえみ座談会「母子生活支援施設に期待するもの」
- 8ページ 編集後記

東京都児童福祉審議会提言について

「社会的養護の新たな展開に向けて～家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援～」

母子福祉部会 部会長 大町 千恵子

1. 東京都児童福祉審議会での検討

東京都児童福祉審議会は、平成24年9月に「虐待から子どもたちを守るために」という提言を行い、被虐待児童の受け入れ等を行う一時保護所や児童養護施設、養育家庭等の充実策や今後の方向性について、さらに検討するため、24年11月に専門部会を立ち上げ、東京における「社会的養護のあり方」を検討してきました。そこに母子福祉部会から委員として参加しました。

母子生活支援施設については、家庭復帰を検討する段階で、社会的養護における施設の積極的な活用に着目し、施設の状況、親子関係再構築における施設の機能、保護者の状況、課題、今後の方向性が検討されました。

2. 東京都児童福祉審議会提言

審議会は26年10月「社会的養護の新たな展開に向けて～家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援～」をまとめ、都に提言しました。

母子生活支援施設の状況として、「入所率は、ここ数年8割前後で推移している。入所理由の上位3位は、住宅困窮、夫等の暴力、経済的困窮となっており、虐待防止の見守り、養育困難などの理由は、統計上、その他に含まれている。」ことが報告されています。

東京都における社会的養護のあり方(提言)

- (1) 支援の必要な子どもの生活環境の保障
- (2) 子どもたちへの適切な支援を実施するための施設・養育者の質の向上
- (3) 家族再統合に向けた関係機関との連携した取り組み

母子生活支援施設の機能強化としては、4点、

- ①母と子どもが支援を受けながら、親子関係の調整や再統合を目指しながら生活でき、退所後も継続した支援を受けることができることから、安定した地域生活を実現するための重要な役割を担っている。
- ②虐待により支援を要する母子や虐待リスクを抱える母子に対して、親子分離せずに生活に根付いた直接的な支援ができる機能を有しており、区市町村は更なる活用を検討する必要がある。一時的な利用である母子緊急一時保護事業や母子一体型ショートケアといったサービスを充実させ、活用していくことも重要である。

③児童相談所は、施設等に入所した子どもの家庭復帰を考える際に、区市町村との連携のもと、母子関係の調整や再統合を目指しながら生活できる母子生活支援施設を活用することを積極的に検討する必要がある。

④「要保護児童対策地域協議会」は、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、重要な役割を担っているものの、母子生活支援施設を構成機関としない区市町村もある。母子生活支援施設は、「虐待を受けた子どもへのケア」「精神的課題を持つ母の子どもの養育支援」などの機能を有していることから、構成機関となって連携を進めていくことが重要である。としています。

(4) 施設等退所後の継続した自立生活に対する支援

「自立支援については、入所(委託)中から退所後に至るまで、切れ目のない総合的な支援を行うことが重要である。」とし、自立した生活を継続的に送るための支援を提言しています。

(5) 社会的養護が必要な子どもの適切な一時保護

地域の子育て支援の充実として、「各区市町村は、支援が必要な家庭を確実に把握した上で、児童相談所や児童養護施設、母子生活支援施設などの社会的養護機能を担う施設と連携しながら、虐待の未然防止も視野に入れた子育て支援サービスに適切に結び付けていくべきである。」として提言を終えています。

3. おわりに

児童福祉審議会での検討内容は、社会的養護の中核をなす児童養護施設と養育家庭等が中心でしたが、母子生活支援施設の機能強化と家族再統合のための支援も提言されました。母子分離せずに家族関係を調整して、子育ての支援をする中で、虐待の予防などの支援をしていける施設であり、家族再構築を支援する機能として、社会的養護に貢献したいと考えています。また、入所中の支援だけでなく、退所後のアフターケアも含めて、地域社会で生活するひとり親家庭の支援に協力できる施設でありたいものです。母子福祉部会は、これからも利用者ニーズ、支援の充実と施設機能に着目し、関係機関のより一層のご理解とご協力が得られるよう努め、母子の福祉の向上を目指していきます。

ほほえみ座談会 「母子生活支援施設に期待するもの」

平成 26 年度母子福祉部会の年間テーマは「施設機能を強化し、母子生活支援施設としての社会的養護をめざす」としています。

制度施策委員会では、テーマに沿って、母子生活支援施設の日頃の業務を一番身近に見ている母子父子自立支援員に母子生活支援施設の現状と課題、また母子父子自立支援員として母子生活支援施設に期待することについての座談会を行いました。

【出席者】

- ・柴田由美子氏（世田谷区玉川総合支所生活支援課 母子父子自立支援員）
- ・川口由美子氏（調布市子ども生活部子ども家庭課 母子父子自立支援員）
- ・大澤正男氏（ふたばホーム施設長 母子福祉部会相談役）
- ・司会 山崎美貴子氏（神奈川県立保健福祉大学顧問 母子福祉部会相談教授）



注）母子自立支援員は、平成 26 年 10 月から、母子父子自立支援員と名称変更になりました。したがって、母子世帯だけではなく、父子世帯の支援にも力を入れていくことが期待されています。以下、本文では母子自立支援員と表します。

母子生活支援施設の厳しい現状

山崎 本日はお集まりいただき、ありがとうございます。働いても働いても、くらしが楽にならない、なかなか常勤の仕事につけない、子育てをひとりで頑張っているため子どもたちとゆっくりする時間が取れない等、厳しい現実の中で生きるお母さんと子どもさんの身近で生活を支えておられる大澤さんに、いま東京の母子生活支援施設が直面している課題を話していただき、それを受けて、苦悩しながら暮らしているお母さんや子どもたちの一番身近で支援されておられる母子自立支援員のお二人に、母子生活支援施設に対してどんなことを期待しているのかをお話しいただきたいと思います。

大澤 まず東京の現状ですが、現在母子生活支援施設は平成 26 年 4 月 1 日で都内 34 か所（全国 252 か所）です。平成 23 年が 37 か所、24 年も 37 か所ですが、25 年が 36 か所、26 年が 34 か所と、徐々に減ってきています。平成元年はまだ 40 を超えていました。それに伴い定員数も減っていて、23 年度 754 名、26 年度 681 名です。

入所率は 23 年 78.4%、24 年 77.7%、25 年 79.2%でしたが、26 年 4 月 1 日現在で 82.2%です。

施設の数が減ったためかもしれませんが、率としては上がってはいます。ただ暫定率は 90%ですから、それに達していない施設が多くあるものと思います。その多くが公立の施設で、民間の方が入所率は高くなっています。入所の理由で一番多いのは、住宅困窮です。単に、困っているということだけでなく、様々な理由があります。次に DV となっています。

施設は老朽化が進んでいて、築 50 年以上が 2 か所、30 年以上も 11 か所あります。これも入所につながらない大きな原因の一つとなっています。

国の 1 世帯の基準面積は 30 m²ですが、それを下回っている施設が 13 もあり、20 m²未満が 5 施設もあるということで、最低限度の文化的な生活というレベルからはほど遠くなっています。古い施設はトイレやお風呂が共同であることも問題です。

実際に施設を見学したお母さん方が入所を辞退した理由は、施設の老朽化、部屋の狭さ、トイレ・風呂の環境というこの 3 点でほぼ占めていて、施設の現状はかなり厳しくなっていると思います。

施設が空いているのに入所が進まないネックの一つが、広域に入所できないということです。特に 23 特別区は自区内処理ですし、多摩 26 市の場合は広域でやっているのにもかかわらずそれが進んでいません。

広域に入所できない大きな原因は2つあるのですが、そのうちの1つが生活保護の問題です。生保を受けながら自治体をまたいで広域入退所をすると、施設のある市区に生活保護世帯が偏ってしまいます。

もう一つの大きな原因は、施設は議会の承認を得て、特に公設の場合は区民のために区の財源を持ち出して建設するわけですから、ふたを開けてみたら自区ではなく他区の母子世帯が入っていたり、問題となることが予測できます。

母子自立支援員さんたちが施設の空き状況が分かれば協力できるからという話から、平成24年度から東京都社会福祉協議会のホームページ（ほしナビ）にアクセスすれば、23区26市の情報がわかるようになりました。

何回か説明会を持ってもらって広域というわけにはいきませんでした。市部で6か所、区部でも6か所が広域をスタートしました。中野、杉並は来年度から実施の意向がありますので、少しずつ広域の入所が広がり始めたところです。

生活保護の問題に関しては、生活保護法の第73条を適用して、区市町村の負担金を東京都に負担してもらうという特例的な措置を進めるために協議をお願いしたのですが、現実にはなかなか進んでいません。

また、母子生活支援施設の存在を知ってもらうために、4年前からパンフレット等を配布するなどの地域重点事業を区ごとに行った結果、施設があること自体を知らなかったという方からの相談があったり、少なくとも台東区と江東区については実施後に入所した家庭が増えたと同っています。今後も日常的なPR活動を続けていきたいと思っています。

母子自立支援員が見る現状

山崎 では次に、どんなことを母子生活支援施設に期待しているのか、23区と26市で状況が違うとは思いますが、母子自立支援員のお二人にお願いします。
柴田 世田谷区子ども家庭支援センターの柴田と申します。12年間、母子自立支援員として携わっております。

世田谷区内にも母子生活支援施設が複数ありますが、2DKでお風呂が付いている施設もありますが、設備の良し悪しは、入所率に余り差はありません。

DVで母子生活支援施設を必要としているお母さんは非常に多いのですが、環境よりも施設よりもまずは安全な場所、安心して暮らせる場所を確保することを基準に、区内の施設でいいのか、区外あるいは都外がいいのか、お母さんと一緒に考えています。



世田谷区では、施設所在地の福祉事務所が入所会議をやっておりますので、そのとき必ず入れる側の私たちが施設に支援してほしいことを明確にするようにしています。

入所期間は、世田谷区は3年になっています。自立という意味ではちょっと長すぎるのではないかなと思う部分もあります。ある市の広域入所を使わせていただいたときに、1年目で休息と個人に合わせた問題・課題整理、2年目で課題に向けた支援という方法が、自立に向けてとてもよかったと思いました。2年間の中で不安が残った場合には、1年間更新して3年で退所できるというのではないかなと思います。

退所したお母さんが、「私ってこんなにできなかったんでしょか。入所するときはもう少しできてましたよね」と言われたことがありました。本来できた部分も、施設の支援員さん、指導員さんが手出しし過ぎてしまったのではないかなと思います。できることを伸ばしてできないところをバックアップすることで、困ったときに自分で対処できる力をつけていただくことで安心して自立できるのかなと思います。それが施設の方に期待することです。

山崎 建物構造、設備だけが入所の条件ではなく、安心・安全が一番に担保され、それに加えて自立に向けてどういう支援を行うかということが大きな役割になるというお話ですね。

川口 調布市は調布市役所の子ども家庭課に、母子自立支援員が2名配属されています。調布市の母子生活支援施設には、DVのケースは入所することができません。DVケースは他市の施設を利用している現状です。

入所理由は外国人の方、借金問題のある方、養育に不安のある方などです。

非常に保育が充実している施設もあり、生後6か月

を過ぎていけば寮内で保育をしていますので、保育園に入れなくてもお母さんはすぐに就労できるというメリットがあります。また小学生になれば、地域の学童を利用しなくても、施設の中で少年指導員が学習から遊びまで面倒をみてくれる施設もあります。

健康なお母さんは保育の面で支援があればすぐに就労に結びつきますから、入所当初は生活保護を受けていてもわりと早く生活保護を断ち切ることができます。そこが母子生活支援施設のいいところだと思います。

外国人のお母さんの例ですが、施設の職員が日本語のテキストにふりがなを振るなどつききりで支援して、見事に介護の資格を取りました。都営住宅の抽選にも当たり、今では自立しています。もしこのお母さんが地域のアパートでお子さんと二人だけで生活していたら、自立できなかったかもしれません。

母子生活支援施設はどこも同じではありません。しっかり勉強を見てくれ、手作りおやつを提供してくれる施設もあれば、単なるアパート経営のように見受けられるような施設もあって、かなり差があるように思います。

山崎 寄り添い型の支援をして自立への基礎づくりをバックアップしたり、子どもの養育の支援をするということも、母子生活支援施設の重要な機能ですね。大澤さんから母子自立支援員への要望などはありますか。

大澤 確かに施設によって違いがあると思いますし、手を抜いている施設はないとは思いますが、それぞれの施設のカラーが出てしまうことはあると思います。

入所が思うようにいかないといずれ費用がカットされるので、なかなか施設のほうも大変だと思います。いろいろな利用者がいろいろな課題を抱えて入って来ますし、特に精神的に課題のあるお母さんの場合には出口が見えないこともあって、切れ目のない支援を目指すとかかなり職員の業務は多岐にわたることになってしまいます。

そうは言ってもやはり利用者のための施設であるわけですから、支援力をアップするためには研修に参加したり、従事者の集まりに情報交換に行ったりする機会を設けて利用者への対応力を高めてほしいと思います。



施設内の保育の現状

ところで、施設の中の保育というのは大体どこもされているのではないですか。

柴田 そうでもないと思います。短時間だったり、お母さんが面接に行くときだけ対応するという施設もあります。

川口 お母さんがきちんと就労できるような保育施設はあまりないと思います。

柴田 ある施設では、10時～16時ですので、フルタイムでは働けません。世田谷区は待機児童がワーストワンで、フルタイムで8時間働いてもなかなか認可保育所に入れない状況なのに、10時～16時ではなかなか本格的な就労には結びつきません。

川口 保育をしない施設はあります。そこは小学生以上の子どもを持つお母さんでないと入れられません。

大澤 確かに、保育士が配置されているところと配置されていないところがあります。基本的には保育園に準じる設備がある場合については最低限1名置くことになっています。

しかし、長時間の保育となると、やっぱりどうしても2名ぐらい保育士はほしいところです。当施設の場合でもやはり保育にとられると、今度は学習指導とか相談業務に職員が対応できなくなることもあります。

あとは病後見保育、学童保育も同様で、希望が増えると他の業務に影響が出ます。

柴田 保育室がある施設は、お母さん方にすごく人気があります。お母さんたちはみな働いて自立したいという気持ちを持っているから、10～16時でも十分に活用して働いています。

山崎 母子生活支援施設は保育園ではないわけですが、補完保育・補助保育をしてほしいと思われるお母さんたちは少なくないですね。

保育を充実させることは施設にとって重要な課題だと思います。学習とか学童保育に近いプログラムの充実は、お母さんにとっては、安心ですよ。そういう機能をどの施設でも利用できるようなになると本当がいいんですけどね。

入所期間や就労への支援

山崎 入所期間について、大澤さんはどうお考えですか。区によっていろいろな違いはあると思いますが。

大澤 東京の場合はほとんどが2年です。

柴田 世田谷区だけが3年です。

大澤 以前は葛飾区も3年でしたが、他区に合わせて2年にしました。一つの目安として自立の目標のために何年という設定はあったほうがいいと思いますが、「期間が来たら一律に退所」というのはどうなのでしょうか。

24年のデータでは退所世帯の期間は3年未満が219で81.4%です。8割を超えているわけです。本当にその8割がすべて自立できたのかどうか。何ををもって自立と言うかという問題もありますが、81.4%というのはちょっと高過ぎると思います。

山崎 必ずしも一律にこだわらずにやっていますか、それともその期間になれば借金してでも出るようにと支援計画を伝えますか。

川口 調布市の場合も、目安としては概ね2年と決めています。ただ、母子世帯の福祉を考えるべきだということで、一律に2年で退所とはしていません。

例えばDVのケースで、関西よりもっと西のほうに逃がしている母子がいます。お子さんが中学1年生のときに入所したのですが、非常に心配なので、高校を出るまで6年間見届ける支援をしましょうということになったケースもあります。

柴田 世田谷区も同じです。中には、施設で生まれて14~15年という方もいました。お母さんとお子さんが安心して地域に出していけるまでが支援かなと思っていますので、一律で3年ですから出ましようということはないです。

大澤 81.4%というデータを見る限り、財政的に厳しい市や区では、長期の入所はできない事情があるものと思います。

柴田 区によっては、「2年が期限ですよという形で退所させたけれど、心配です」という声も聞いたことがあります。

山崎 事情を理解して退所を延ばしたほうが、本当の意味での自立につながるケースもあるかもしれませんね。母子生活支援施設と母子自立支援員と就労支援員の三者の役割分担をどうお考えですか。

大澤 就労支援員は仕事を紹介しますが、すべてのお母さんが紹介された仕事に就けるというわけではありません。確かに介護の資格を取れば仕事はありますが、それが自立するだけの収入につながるとは言えません。

介護系の仕事は24時間勤務で泊まり勤務があります。子どもが大きければ泊まりの仕事ができて自立につながるでしょうが、子どもの年齢が低いと泊まりの仕事ができないので、その辺が今後の課題です。

柴田 泊まり勤務については、週1回という条件で、お母さんが泊まり勤務のときだけ世田谷区がやっているショートステイという制度を使った事例があります。そのときには施設と福祉事務所とショートステイ先の三者でケース会議を開いて情報交換をし、お子さんに負担がないよう安全面への配慮もしながら行いました。

山崎 働きやすい環境をつくるために、とても柔軟な就労支援を行っているのですね。

川口 そのお話はとても勇気づけられますね。お子さんが小さければ働く時間に制限があるのは当たり前だとずっと思ってきたのですが、力のあるお母さんの場合には、そういうところまで柔軟に考えていくことができるのですね。

山崎 ただ、全部の施設で同じようなことができるかというと、それはなかなか難しいでしょう。そこをどうサポートするかというのは大きな課題ですね。



DV対応と開かれた施設

山崎 さて、母子生活支援施設を本当に必要としているお母さんたちのために、もっと地域に開いて地域とつながりたいという思いがある一方、DV加害者が入ってこられないようにするためには逆に閉じなければならぬという大きなジレンマがあります。これについてはどうお考えですか。

川口 難しいですね。もし隣限なく母子生活支援施設の費用を使えるのであれば、こういういい施設がありますよとチラシを配りたいぐらいなのですが。

大澤 葛飾区内には2か所の母子生活支援施設がありますが、DV被害者を守るために区の便利帳への掲載を取りやめました。区のホームページの掲載もやめて、

電話番号も消しました。

2か所とも施設を改築して、部外者が勝手に入ってこれないように入口に制限をかけたところ、区が自主的に広報に載せてくれるようになりました。そう簡単には施設には入れないという安心感もあって、2か所とも現在は満室です。PRすることでかなり利用度が上がるのは確かです。

ただ、施設の中には入れなくても、加害者が外で待ち伏せていることもあるので、DVへの対応は本当に難しいです。

柴田 世田谷区では相談に来る方に対して、どんな制度・サービスがあるのか一覧表を出して説明するようにしています。

いまどきのお母さんは、門限があることや、個室であっても集団生活であることに抵抗があるようです。いろいろな条件を出してきて、母子生活支援施設には不向きなお母さんもいます。

山崎 どんな条件ですか。

柴田 まず聞いてくるのが「門限はありますか」「彼は呼んでもいいですか」「お友達は泊まっていますか」などです。だめだと思いますよと言うと、「もういいです」となります。

山崎 そういう条件が利用を阻んでいるとすれば、施設としてはそれをどう考えたらいいのでしょうか。

大澤 東京都の調査でも、入所を希望しながら申し込まなかった理由で多かったのは、集団生活は好まないということ、施設にルールがあるから嫌だという2つでした。

そこをどう考えるかですが、地域社会で生活する中においても一定のルールはあるわけですから、やはり譲れる部分と譲れない部分があります。それでも、ご提案があれば検討してみたいと思います。

柴田 私たちが求めることは母子生活支援施設の安全です。そこは譲れない部分です。お母さんと子どもにとって安全な施設であることが一番の条件ですので、それを求めているお母さんには無理に入所を勧めていません。

入所率との兼ね合いもあるとは思いますが、やはりその線はきちんと引いていただき、安全を求めているお母さんに対して胸を張って「安心な場所ですよ」と言えることが大事だと思います。いろいろルールを守るのが苦手というお母さんがしぶしぶ施設に入って、

退所の時期が近づくと、施設にもっといたいですと気持ちが変わるなど、こんなところ嫌だと言っていたお母さんほど支援が必要な場合が多いのではないのでしょうか。

生活の多様化と期待される機能

山崎 いまはライフスタイルが多様になっているので、一律に門限だから鍵を閉めるということではなくて柔軟な対応は必要かもしれませんね。

大澤 虐待の恐れのある母子でも、分離せずに一体で



支援できるというところが母子生活支援施設のよさでもありますから、できるだけ24時間見守るようにしています。

山崎 入所前の見学や情報提供の際、母子自立支援員がルール化していることはありますか。

川口 施設によって求められることが違うような気がします。

山崎 一律ではないということですね。

川口 面談に非常に時間をかけるところもあります。面接を通して施設についてきちんと知っていただくことが重要だと思います。

大澤 とにかく入所する方に納得して入っていただくということが大事だと思っています。役所から母子生活支援施設を紹介されてとりあえず来たという方でも、しっかり検討してできるだけ、母子共に納得して入っていただくということは、多くの施設がされているのではないのでしょうか。

山崎 入所の動機となる生活課題としては、保育、住宅困窮、言葉の壁のある外国籍のお母さんと子どもの支援等がありますが、他にこの点の支援が大切とポイントをおいている支援はありますか。

柴田 養育能力の低いお母さんです。

川口 調布市でも最近は養育困難なお母さんたちが非常に多いです。地域のアパートで生活していると、全体像を把握できませんので、すべてを母子生活支援施設だけに任せるのではなく、子ども家庭支援センター、母子自立支援員、また児童相談所も含めて連携してい

ます。

山崎 そういう対応をしていただけると、とても安心ですね。

関係機関等の連携など

山崎 入所中に関係機関と役割分担することはありますか。入所したらお任せという形が多いでしょうか。

柴田 入所後もずっと連携はとっています。私たちも専門家ではありませんので、お母さんを中心にして施設、福祉事務所、ハローワークなどが連携して支えていく必要があると思っています。

大澤 私の施設では、6機関ぐらい関わっていたケースがありました。その調整はかなり大変でした。また、退所したら支援は終わりということではありません。

川口 金銭管理ができない方の、退所後の金銭管理はどうされているのですか。

大澤 家計管理の支援をしても不明金がたくさん出て、毎週、生活保護費の中から3千円くらい施設に預けて、週末になる前にお金がなくなりその3千円で何とか生活していました。退所した後も同様の対応は必要になると考えていますが、施設でできる部分と福祉事務

所のケースワーカーでどこまでできるのか、今後協議して決めていくことになると思います。

山崎 都内の社会福祉協議会及び東京都社会福祉協議会には日常生活自立支援事業という事業があって、金銭管理や書類預かりなどの支援が受けられることもあります。そういう地域の支援を活用していただけるといいのではないかと思います。

東京都ではいろいろな当事者活動をしています。

入所前、入所中、退所後と切れ目のない支援ができると、就労困難とか養育困難とか知的や精神に障害のあるお母さんが孤立しないでやっていけるようになりますので、その接着剤の役割をお願いできればありがたいですね。

大澤 そうですね。その家庭では10月から、日常生活の自立支援事業であるホームヘルパーを週2回活用することになっています。

山崎 周りの資源を活用することがそのサービスの存在を知ることにもつながって、お母さんたちの支援が進んでいくとよいですね。今日は本当に、切れ目のない支援をしていくためのたくさんの事例とご示唆をいただきました。どうもありがとうございました。

編集後記

ほほえみ55号では、座談会を企画、実施いたしました。現在の母子生活支援施設では広域利用や暫定定員などの課題と向き合っています。今回の座談会の記事をみなさまにお読みいただき、それぞれの施設の課題克服や機能強化のヒントにいただければ幸いです。

今回の座談会のためにお忙しい中、時間を割いて参加していただき、貴重なご意見をいただきました。山崎先生、柴田様、川口様、大澤施設長には、この場を借りて、あらためて感謝申し上げます。

今後も、さまざまな関係機関のみなさんのお考えを聞き、協力して、より良い支援が展開できればと思います。

編集 制度施策委員会

宇波 久美	土屋 哲則	菊地 正憲	岡田 薫	溝口 猛
池田 康子	戸田 朱美	飯島 富子	石井 寛子	川島 実由季